

運 免 第 1 1 6 1 号
令 和 2 年 3 月 1 8 日

交 通 部 内 所 属 長 殿

交 通 部 長

「再試験実施要領」の制定について

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第100条の2に基づく再試験については、令和2年4月1日から別添「再試験実施要領」のとおり運用することとしたので、所属職員に周知徹底し、事務処理上遺憾のないようにされたい。

担当 運転免許課 試験・教習所係

再試験実施要領

1 再試験の対象及び目的

再試験は、青森県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が、法第100条の2第1項の規定により、準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許又は原付免許を受けた者で、当該免許を受けた日から当該免許を受けていた期間(免許の効力が停止された期間を除く。)が通算して1年に達することとなる日までの間(以下「初心運転者期間」という。)に、当該免許に係る免許自動車等の運転に関して交通違反等により、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下「令」という。)第36条に定める再試験の基準に該当した者及び令第37条の3に規定する初心運転者講習終了者に係る再試験の基準に該当した者(以下「基準該当初心運転者」という。)に対し、公安委員会が、当該免許自動車等を安全に運転するために必要な能力を現に有するかどうか確認することを目的とする。

2 再試験の通知等

(1) 再試験通知書の記載要領

再試験通知は、「再試験通知書」(道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。)別記様式第17の2の2)により行うこととするが、同様式中の「再試験を行う理由」の欄の記載要領は次によるものとする。

※ 例1 (道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下「令」という。)

第36条の理由による再試験通知の場合)

再試験を行う理由	違反事項(○年○月○日)により免許取得後の合計点数が○点に達したため。(令第36条)
----------	--

※ 例2 (令第37条の3の理由による再試験通知の場合)

再試験を行う理由	違反事項(○年○月○日)により初心運転者講習終了後の合計点数が○点に達したため。(令第37条の3)
----------	---

また、「試験移送通知書」(府令別記様式第17の4)中の「再試験を行う理由」の欄の記載についても同様とする。

(2) 再試験通知書の取消し

公安委員会は、再試験の通知を行った後、基準該当初心運転者が法第100条の2第1項第3号又は第4号のいずれかに該当することとなった場合は、「再試験通知取消通知書」(別記様式)により、当該再試験通知を取り消す旨の通知をするものとする。

(3) 試験移送通知書の送付

公安委員会は、再試験の受験対象者が他の都道府県に住所を変更していることが判

明した場合は、「試験移送通知書」（府令別記様式第17の4）により、その者の住所を管轄する公安委員会に通知するものとする。

試験移送通知書の送付については、原則として書留郵便により行うこと。

試験移送通知書を送付する時点において、既に基準該当初心運転者に対し再試験に係る通知を行っているときは、試験移送通知書の備考欄に

「〇年〇月〇日 再試験通知発送済」

と記載すること。

(4) 通知書の送付

再試験通知書の送付は、封書で、かつ、配達証明郵便により行うこととし、通知書の到達日等を郵便物配達証明により確認し管理するものとする。

3 再試験受験申込書の受理事

(1) 一般受験者との区別

従来からの免許試験及び再試験の申請受理に当たっては、受験者が誤った試験を受験しないよう、窓口等での確認、教示等を徹底し、無用の混乱が生じないように配慮すること。

(2) 再試験受験申込書の受理

公安委員会は、再試験対象者から受験の申請を受けたときは、「再試験受験申込書」（府令別記様式第17の3）を提出させ、次の事項を確認し受理するものとする。

なお、免許の効力が停止されている者が準中型免許及び普通免許に係る再試験の受験申請を行った場合は、申込書を受理した上で、免許の効力が停止されている期間中は準中型免許及び普通免許に係る再試験を受験することができない旨を教示し、後日の受験予約等を行うものとする。

ア 記載内容等の確認

(ア) 受験者の確認

再試験通知書及び運転免許証により本人確認をすること。

(イ) 再試験受験申込書の確認

記載内容及び青森県収入証紙の貼付額を確認すること。

イ 「やむを得ない理由」のあることを証するに足る書類

再試験の通知を受けた者で、法第100条の2第5項の政令で定める「やむを得ない理由」のある者については、これを証明する書類を添付しなければならないこととされている（府令第28条の4第3項）が、その書類としては、

(ア) パスポート（海外旅行の場合）

(イ) 医師の診断書（病気又は負傷の場合）

(ウ) 在所証明書（法令の規定による身体の自由の拘束の場合）

等があげられる。しかし、これらの書類は、特に公的機関の証明書による必要はな

く、また、免許の効力が停止されていたことの確認や公的機関への電話照会等により容易にその事実が確認できた場合は、必ずしも「やむを得ない理由」に係る書類の提出がなくても申込みを受理すること。この場合においては、その確認手段等について、報告書等により経緯等を明らかにしておくこと。

4 再試験の実施等

(1) 再試験の日時の指定

再試験は、現行の運転免許試験に準じて行うこととされているが、一般的に大量の受験者を取り扱うこととなる場合など、事務の遂行上やむを得ない場合に限り、再試験の日時を指定することによる運用も可能である。この場合において、受験ができない期間は令第37条の4第7号に規定する「事情」が存したものとする。ただし、学科再試験及び技能再試験は、天候の激変、受験者の急病等真にやむを得ない場合を除き、可能な限り同一日に実施すること。

(2) 再試験の実施場所

再試験は、青森県運転免許センターにおいて実施するものとする。

(3) 再試験の内容

再試験は、法第100条の2第2項の規定により、初心運転者期間が経過した後、学科試験(原付免許にあつては必要な知識に限る。)及び技能試験について行うが、再試験の内容は「自動車運転免許試験実施規程」(昭和39年青森県警察本部訓令第6号)に準じて実施するものとする。

(4) 再試験の順序

再試験については、学科再試験を先に実施し、学科再試験合格者に対してのみ技能再試験を受験させること(府令第28条の2において準用する府令第26条)。

(5) 学科再試験の実施

学科再試験に際しては、受験票、受験番号、答案用紙及び机の配置等により、他の受験者と区分できるよう配慮すること。

(6) 学科再試験の採点及び合否

学科再試験における採点及び合格発表についても、他の受験者と区分できるよう配慮すること。

(7) 技能再試験の実施

準中型自動車免許、普通自動車免許、大型自動二輪車免許及び普通自動二輪車免許に係る技能再試験は、学科再試験の合格者に対して行うこととなるが、運用上次の点に留意すること。

ア 試験車両

「運転免許技能試験実施基準の制定について」(令和元年11月7日付け運免第701号)別添4「試験車両基準」にかかわらず、運転することができる中型自動車が車

両総重量8,000キログラム未満、最大積載量5,000キログラム未満及び乗車定員10人以下の中型自動車に限られている中型自動車免許又は運転することができる準中型自動車(車両総重量5,000キログラム未満、最大積載量3,000キログラム未満及び乗車定員10人以下の準中型自動車に限られている準中型自動車免許を受けている者)に対する技能再試験において使用する車両は、いずれも普通免許に係る技能再試験の試験車両を用いること。

イ 身体障害者の取扱い

身体障害等の理由で車両の改造がなされ、その改造に係る免許条件を付されている免許を有する者に対する技能再試験については、原則として受験者の持込車両によって行うこと。

5 再試験不合格者に対する措置

(1) 運転免許証の返納

再試験不合格者に対しては、すみやかに不合格の旨を告知するとともに、「運転免許取消処分書」(府令別記様式第19の3の4)により、運転免許証を返納させること。

(2) 併記免許保有者の取扱い

併記免許を有している者については、免許年月日欄に取消しに係る免許以外の免許の年月日を記載し、有効期間については返納に係る運転免許証のそれと同一のものとして、新たに運転免許証を作成し、これを交付すること。この場合は、運転免許証交付手数料は徴収しないものとする。

なお、再試験不合格者の併記免許にかかる運転免許証については即日交付を原則とするが、これが不可能な場合には、旧免許証に穴をあける等外観上明白な措置を施した上、備考欄に

再試験手読中

令和〇年〇月〇日まで有効

令和〇年〇月〇日青森公委

と押印し、当該運転免許証と引換又は郵送によりこれを交付すること。

6 受験済みの登録

公安委員会は、再試験の結果について、青森県警察情報管理システムによる総合運転者管理業務実施要領に定める必要な登録を行うものとする。

別記様式

再 試 験 通 知 取 消 通 知 書

年 月 日

住 所

殿

青森県公安委員会 印

下記の理由により、 年 月 日付け再試験通知書をもって
通知しましたあなたに対する再試験が免除されることとなるため、当該通知を取り消
しましたので通知します。

理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。